

国民健康保険税 計算モデルケース

世帯主 42歳 (所得額 250万円、固定資産税 3万円)
妻 39歳 (所得額 0万円、固定資産税 3万円)
子 13歳
子 11歳

医療分

	(前年度税率)	
所得割額	217万円 (250万円 - 33万円【基礎控除額】) × 6.24%	135,408円
資産割額	6万円 (3万円 + 3万円) × 0.00%	0円
均等割額	24,000円 × 4人	96,000円
平等割額	20,800円 × 1世帯	20,800円
合計	(100円未満は切り捨て)	252,200円

支援金分

	(前年度税率)	
所得割額	217万円 (250万円 - 33万円【基礎控除額】) × 2.52%	54,684円
資産割額	6万円 (3万円 + 3万円) × 0.00%	0円
均等割額	9,200円 × 4人	36,800円
平等割額	8,400円 × 1世帯	8,400円
合計	(100円未満は切り捨て)	99,800円

介護分

	(前年度税率)	
所得割額	217万円 (250万円 - 33万円【基礎控除額】) × 2.81%	60,977円
資産割額	3万円 × 0.00%	0円
均等割額	12,200円 × 1人	12,200円
平等割額	7,600円 × 1世帯	7,600円
合計	(100円未満は切り捨て)	80,700円

合計

医療分と支援金分と介護分の合計が国民健康保険税となります。
 252,200円 + 99,800円 + 80,700円 = 432,700円
 (前年度税率の場合)
 (210,100円 + 96,200円 + 74,300円 = 380,600円)

その他のモデルケース

モデルケース①
 世帯主 29歳 (所得額 150万円 / 固定資産税額 0万円)
 妻 29歳 (所得額 40万円 / 固定資産税額 0万円)
 子 3歳
 医療分 170,100円 + 支援分 67,200円 + 介護分 0円 = 237,300円

モデルケース②
 世帯主 69歳 (所得額 50万円 / 固定資産税額 6万円)
 妻 67歳 (所得額 0万円 / 固定資産税額 0万円)
 医療分 45,000円 + 支援分 17,600円 + 介護分 0円 = 62,600円
 ※所得額が少ないため、国保税が5割軽減で計算されています。

モデルケース③
 世帯主 74歳 (所得額 0万円 / 固定資産税額 3万円)
 妻 71歳 (所得額 0万円 / 固定資産税額 0万円)
 医療分 20,600円 + 支援分 8,000円 + 介護分 0円 = 28,600円
 ※所得額が少ないため、国保税が7割軽減で計算されています。

◆問い合わせ 保健福祉課国保係 ☎ 585-2785

平成27年度国民健康保険税 税率が 改正されました

国見町議会定例会において、平成27年度国民健康保険税の税率が決定しました。
 この改正は算定の基礎となる前年の所得が確定したこと、平成26年度国民健康保険特別会計の収支の見込みがついたこと、及び今後の医療費の動向を勘案したうえで改正したものです。

国保税の計算方法

国民健康保険税は、医療分と支援金分(後期高齢者医療支援金分)と介護分(介護保険第2号被保険者が含まれる世帯)の合計金額となります。

平均保険税負担額は 8.6%増

国民健康保険税の税率が下記のとおり改正され、1人あたりの平均保険税負担額は昨年度と比べ8.6%増となりました。これは、国民健康保険被保険者の減少や課税標準額の減少によるものです。東日本大震災や原発事故からの復興途上であることなどを考慮し、被保険者の税負担をできる限り軽減するため、国民健康保険特別会計の平成26年度繰越金と国民健康保険給付費支払準備基金から約2千5百万円を充当し、加入者の税負担軽減に努めました。平均税負担額は増額となりました。

資産割が 廃止になります

今年度の税率改正により、平成24年度から段階的に縮小してきた資産割(加入者の固定資産税に依拠して計算)が廃止され、所得割(加入者の所得に応じて計算)、均等割(世帯加入者数に応じた計算)、平等割(一世帯につき計算)の3方式に変更になります。これは、将来における国保事業の広域化に備えるとともに、その際の急激な税負担を抑止する目的があります。

納付義務者と 納付方法

また、所得額が一定基準以下の世帯を対象に行われている、国民健康保険税の軽減措置の対象範囲が平成27年度より拡大されます。
 国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主の方へお届けします。世帯主が国民健康保険

平成27年度 国民健康保険税の税率

	医療分		支援金分		介護分	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
所得割	5.07%	6.24%	2.36%	2.52%	2.48%	2.81%
資産割	5.28%	0.00%	2.75%	0.00%	3.30%	0.00%
均等割	20,000円	24,000円	9,000円	9,200円	12,500円	12,200円
平等割	17,000円	20,800円	7,400円	8,400円	7,000円	7,600円
課税限度額	52万円 (1万円引上げ)		17万円 (1万円引上げ)		16万円 (2万円引上げ)	

に加入していない場合でも、家族の中に国民健康保険被保険者がいる場合、世帯主が納税義務者となります。
 納付方法は、年金天引きによる納付(特別徴収)、納付書による現金納付、口座振替による納付の3通りとなりますので、納税通知書でご確認ください。
 国民健康保険税は国民健康保険制度運営のための大切な財源です。忘れずに納期限内に納めましょう。

1世帯及び1人あたりの平均保険税負担額 (年額 / 円)

	合計	
	1世帯あたり	1人あたり
27年度	175,850	96,415
26年度	162,130	88,762
増減額	13,720	7,653
増減率	8.5%	8.6%